

令和2年度 第4回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和2年 7月27日 (月)			
開 催 場 所	第1会議室			
開 催 日 時	令和2年 7月27日 午後 1時 36分 開 会			
	令和2年 7月27日 午後 4時 20分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	大竹 恭弘	5 番	神谷 正
	2 番	謝花 喜美	6 番	比嘉 盛和
	3 番	大城 司	7 番	米須 清和
			8 番	與那嶺 清
欠席委員番号	4 番	鈴木 江美子		
議事録署名委員	2 番	謝花 喜美	3 番	大城 司

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和2年度 第4回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>4番 鈴木 江美子(すずき えみこ)委員から欠席の届出がありましたが、委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、2番 謝花 喜美（じゃはな よしみ）委員、3番 大城 司（おおしろ つかさ）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 貸借希望農地の情報提供について 報告3 農業者年金についてのチラシの配布
議 長 （日程第4）	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 報告第 2 号 共有者不明農用地について 議案第 16 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 17 号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第 18 号 非農地証明願いについて 議案第 19 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第 20 号 今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての 意見決定について 以上です。 本日の提案された議案第16号から第20号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが12件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。</p>
	<p>休憩 午後 1時 39分</p> <p>再開 午後 3時 00分</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、報告第2号「共有者不明農用地について」を議題とします。事務局からの報告を求めます。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから報告第2号「共有者不明農用地について」を報告します。</p> <p>(報告第2号「共有者不明農用地について」説明)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>以上、報告が終わりました。</p> <p>続きまして、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、4ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
委 員	<p>現耕作面積はまだ決定していないので、申請面積は含めない方がいいのでは？</p>

事務局	すみません。整理番号1番と3番の現耕作面積は0㎡、2番は4,051㎡に修正お願いします。
議長	よろしいでしょうか。議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	<p>議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第17号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。なお、本議案には2番 謝花 喜美(じゃはな よしみ)委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限により、該当する事案は分けて審議・採決します。</p> <p>最初に、利用権設定等関係、整理番号6番から9番について審議・採決を行います。謝花 喜美委員は退席をお願いします。</p> <p>(謝花 喜美委員退席)</p> <p>謝花 喜美委員が退席されましたので、議案第17号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号6番から9番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第17号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号6番から9番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第17号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号6番から9番についての内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	ただ今、説明がありました議案第17号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係整理番号6番から9番について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。

		(質疑なしの声あり)
議 長		議案第17号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係整理番号6番から9番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		<p>議案第17号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係整理番号6番から9番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、謝花委員に対する議事参与の制限を解除いたします。</p> <p>(謝花委員 着席)</p> <p>続きまして、議案第17号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係整理番号1番から5番、10番から19番と所有権移転関係を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>それでは、私のほうから議案第17号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号1番から5番、10番から19番と所有権移転関係を説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第17号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係整理番号1番から5番、10番から19番と所有権移転関係の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長		ただ今、事務局からの説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なしの声あり)
議 長		議案第17号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)

議 長	<p>議案第17号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第18号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第18号「非農地証明願いについて」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第18号「非農地証明願いについて」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第18号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第18号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第19号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>

議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	本申請地は畑としてもいい土地であり、転用面積が500㎡を超えているので、一般住宅としてできれば500㎡以内にしてほしい。ただ、測量をもう入れているということなので、これだけの面積が必要ということな理由が欲しい。なので、今回は保留という形にして次回検討したい。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委 員	地元委員の言う通り農業委員会としては畑を守るという観点から転用面積を500㎡以内にしてほしい。これに収めきれないという計画内容を再確認してほしい。
議 長	よろしいでしょうか。議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、内容の再確認の為、保留ということで異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については保留といたします。 続きまして議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について内容を説明)

		事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。 以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	農業委員会だけで転用に該当するかどうか判断するには難しい案件で、30aを超えるので農業会議の諮問会議にかけるということなので、県の判断に委ねてもいいと思います。
議	長	暫時休憩します。
		休憩 午後 3時 30分 再開 午後 3時 36分
議	長	再開します。本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委	員	2番について、この土地にクワの木を植えてペット用の亀の餌にとする申請ですが、農地法上5条にあたるのか？畑以外のものにするというのが明確でないので、5条の許可基準にあたらなと思う。畑として維持するのであれば3条資格を取って名義変更するのが妥当では？
委	員	ペットの餌を取るためだけにクワの木を植えて畑でないと転用したら、今後同じような案件が出てきた場合、農業委員会としては認めざるをえなくなる。
委	員	なんで先に伐採して整地にしたか意味が分からない。他に非農地証明とかやり方もあったのに。一応申請人は3条資格を持っていないので、農地を買える資格がない状態ではあるけど。
議	長	よろしいでしょうか。それでは議案第19号整理番号2番について多数決にて採決を取りたいと思います。許可相当と思う方は挙手でお願いします。
		挙手 許可 0人 ・ 不許可 7人

議 長	<p>議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については多数決の結果、不許可相当で可決ということで異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については否決いたします。</p> <p>続きまして議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については、7月20日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>

		(質疑なしの声あり)
議 長		議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		<p>異議なしとのことでありますので、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>それでは私のほうから、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長		ただ今、事務局から説明がありました議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員		<p>議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については、7月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長		ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。

委 員	墓地の基準となる面積があればいくらか分かるか？この申請面積は2筆合わせて100㎡ほどあって少し大きい気がする。
事 務 局	大体30㎡くらいだが、周りに車を止めるスペースもなく、大きい車が行きかう道なので駐車場も込みの転用となっています。
委 員	では2筆申請出ているうち、1筆は墓、あと1筆は駐車場として課税されるということでしょうか。必要によっては申請も墓地兼駐車場に修正した方がいいのでは？住民課との調整も必要ですね。
事 務 局	わかりました。
議 長	よろしいでしょうか。議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。

委員	<p>議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番については、7月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありました。本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>

委員	議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番については、7月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長	議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしとのことでありますので、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番については原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第20号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」を議題とします。なお、本議案は、私、議長の関係する事案が含まれてますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限により、該当する事案は分けて審議・採決します。 最初に、整理番号重要変更2-1番について審議・採決を行います。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第20号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」整理番号重要変更2-1番について説明いたします。 ここで、資料確認のため、休憩をお願いします。
議長	それでは資料確認のため、休憩します。
	休憩 午後 4時 1分 (資料確認及び議案第20号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」整理番号重要変更2-1番についての説明) 再開 午後 4時 13分

議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。さきほど事務局から説明がありました、議案第20号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」整理番号重要変更2-1番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p>
	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>議案第20号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」整理番号重要変更2-1番について異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第20号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」整理番号重要変更2-1番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>それでは、続きまして、議案第20号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」整理番号軽変2-2番について審議、採決を行います。謝花職務代理、審議及び採決をお願い致します。</p> <p>(米須委員 退席)</p>
職 務 代 理	<p>よろしく申し上げます。議長が退席されましたので、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第20号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」整理番号軽変2-2番について説明いたします。</p> <p>ここで、資料確認のため、休憩をお願いします。</p>
職 務 代 理	<p>それでは資料確認のため、休憩します。</p>
	<p>休憩 午後 4時 16分 (資料確認及び議案第20号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」整理番号軽変2-2番についての説明) 再開 午後 4時 18分</p>

職 務 代 理	<p>休憩前に引き続き再開します。さきほど事務局から説明がありました、議案第20号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」整理番号軽変2-2番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
職 務 代 理	<p>議案第20号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」整理番号軽変2-2番について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
職 務 代 理	<p>議案第20号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」整理番号軽変2-2番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、議長の米須委員に対する議事参与の制限を解除いたします。</p> <p>(議長 着席)</p>

議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は令和2年8月26日(水)を予定しています。</p> <p>これにて令和2年度第4回総会を閉会します。</p>
	閉会時刻 午後 4時 20分
	会長 米須 清和 印
	議事録署名委員
	印
	印